平成２４年（フ）第７８号
岩手県花巻市松園町１丁目29番１号　市営松園町中アパート３号、前住所岩手県花巻市桜町２丁目98番地１
債務者　藤原　秀雄
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第４８０号
埼玉県所沢市榎町10番11号　カルムコーポ102
債務者　山本　弘就
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第９９号
千葉県匝瑳市新堀1464番地475
債務者　行木　利光
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第３３８６号
大阪府守口市京阪本通１丁目５番６―506号、前住所大阪府守口市梶町４丁目16番１号
債務者　藤井　順子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８４３号
大阪府枚方市東中振２丁目９番２―503号
債務者　長阪　秀一
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０５４号
大阪市東淀川区菅原６丁目７番27号
債務者　岩下のり子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１５４号
大阪府吹田市藤白台１丁目２番B32―103号
債務者　川田　保子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２５２号
大阪市城東区中浜３丁目18番14号　シャルム緑橋101
債務者　茶谷　宗志
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２８７号
大阪府吹田市南吹田５丁目15番14―203号、前住所大阪府大東市新田西町６番46号　ピュアリティ90―407号
債務者　弓削　淳一
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３５５号
大阪府寝屋川市木田町13番18号
債務者　山﨑　成身
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３８９号
大阪府高槻市辻子１丁目24番５号
債務者　神頭　恭平
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４５９号
大阪府吹田市南吹田５丁目22番３―304号
債務者　徳田　　智
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５０３号
大阪市港区八幡屋３丁目10番４―707号
債務者　佐土原厚子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５１８号
大阪市中央区内久宝寺町２丁目３番29―904号
債務者　松田　惠子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５２３号
大阪府豊中市島江町１丁目３番10―505号
債務者　上田　　博
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５３０号
大阪市西成区天下茶屋１丁目８番16―306号
債務者　小倉正二郎
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２号
北海道芦別市旭町56番地の10
債務者　木村龍太郎
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係